

会員の皆さんへ

令和7年4月～

発注者・センター・会員間の 契約関係を見直します

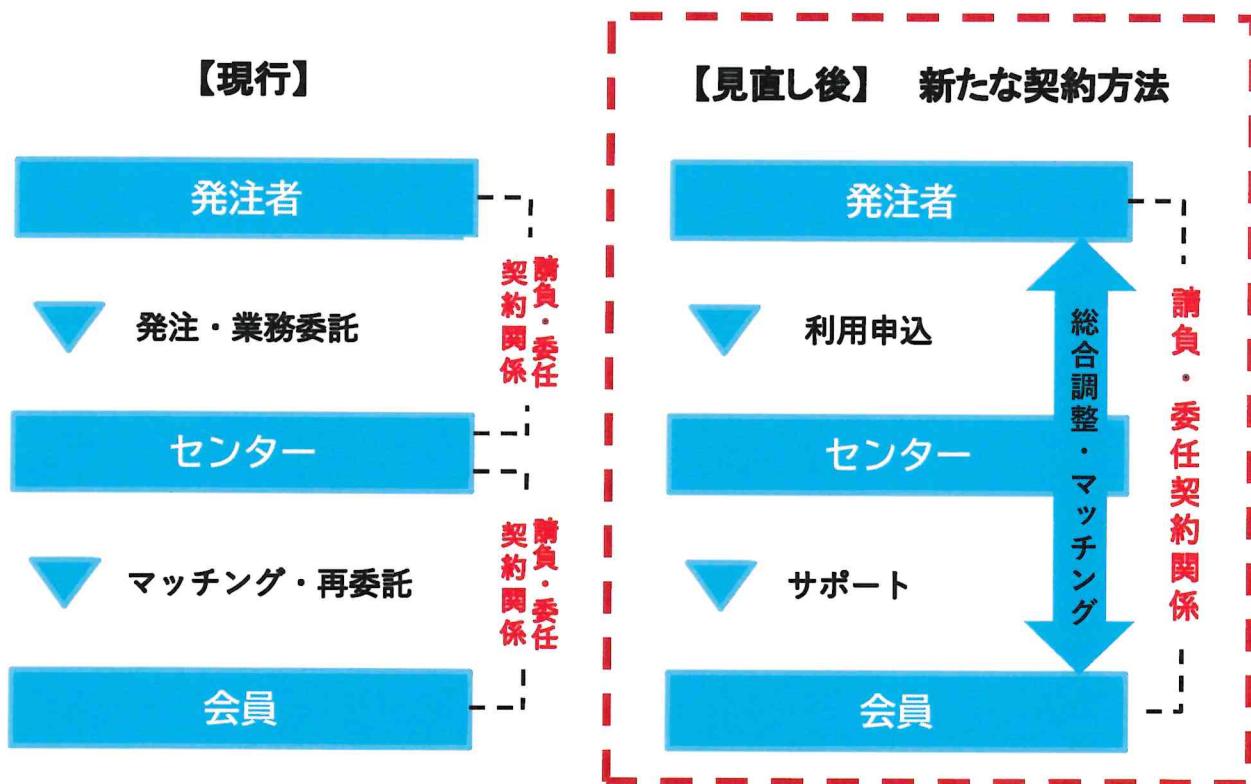
当センターでは、令和6年11月のフリーランス法（※）の施行に伴い厚生労働省から示された「シルバー人材センターにおける契約方法の見直しに関する基本方針」に基づき、会員の皆さんのが請負・委任の形態で就業する場合の契約方法について、見直しを行います。

現行の契約方法はシルバー人材センターが発注者から受託した仕事を会員に再委託する形式のため、発注者と会員との間で直接的な契約関係が生じる構造となっていません。そのため、下図の右側のように発注者から会員に対して直接業務委託が行われる形式に変更します。

このような見直しにより、形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることになりますが、実務面では現在と基本的に変わることはありません。

会員の皆さんにおかれましては、契約方法見直しへのご理解をお願いします。

■見直しのイメージ



※フリーランス法(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)とは？

個人が事業者（特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当）として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者（特定業務委託事業者。いわゆる発注者）に対して、給付の内容（いわゆる報酬）その他の事項の明示が義務付けられています。※発注者が事業者でない場合は、法の適用外です。

契約方法の見直しによる現行との変更点

1 会員とセンターの関係

形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることになりますが、実務面では現在と基本的に変わることはありません。センターは、発注者と会員との間に入つて様々な調整を行います。依頼された仕事の履行や会員が安心して働くことができる環境の確保等についても、現在と同じようにセンターが責任をもって対応します。

会員の皆さんには、今までどおり安心して仕事に就いていただき、就業に関して何かお困りのこと等があれば、遠慮なくセンターにご相談ください。

2 業務内容や報酬等への同意

発注者とセンターの間で契約を締結することに変わりはありませんが、今後は形式的に、就業を予定する会員に対して、業務の内容や報酬の額などをお示し（これまでと同様に口頭による説明を含む）し、その上で、当該業務を受けるかどうか判断いただき、同意いただくことになります。同意いただくことで発注者との間に契約関係が成立することになります。

3 デジタル化による対応について

発注者が事業者の場合は、就業前に業務内容や報酬の額などを記載した「会員業務仕様書」を書面または電磁的方法により明示することが必要となります。

そのため、センターでは、「会員業務仕様書」の内容をスマートフォン等で会員が自ら確認できるようなデジタル明示の仕組みを準備しています。すでにスマートフォンに慣れ親しんでいる会員におかれましては、出来るだけデジタル明示を可能とするシステム登録をお願いします。配分金明細書やセンターからのお知らせなどをいち早く確認していただけます。（詳しくは、センター職員にお尋ねください）

4 報酬の扱いについて

配分金については、これまでと同様「雑所得」として扱われます。また、所得金額の計算に際して、「家内労働者等の必要経費の特例」が適用され、必要経費として55万円まで認められることについても現行と変わりません。